

平成九年三月二十五日受領  
答 弁 第 八 号

内閣衆質一四〇第八号

平成九年三月二十五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員石毛鋈子君提出国民に対してなすべき財政状況報告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石毛鏡子君提出国民に対してなすべき財政状況報告に関する質問についての答弁書

一について

御指摘の「印刷物」については、毎年度、予算成立後、官報に掲載する「財政法第四十六条に基づく国民への財政報告」がこれに該当するものであり、過去五年間においても、毎年度、官報に掲載してきているところである。同報告においては、予算編成の前提となった経済情勢及び予算編成の基本方針、予算の規模、予算に織り込まれた社会保障、公共事業等の各般の施策について詳細な説明を行い、財政の果たす役割、機能に関し、国民の理解を得るよう努めており、国民への報告が適切になされているものと考えらる。

さらに、国の財政状況に対する国民の理解に資するため、各種の印刷物により、国民への広報に努めているところである。

二について

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十六条第一項の「講演」として位置付けてはいないが、国民の理解に資するため、国の財政状況、予算の概要等を幅広く紹介、説明することを目的とした講演を各

年度全国各地において行っている。

### 三について

御指摘の「その他適当な方法」については、国民に報告するに当たり、テレビ等の媒体を活用する等の方法を意味するものと考えられる。なお、このような「その他適当な方法」として位置付けてはいないが、国民の理解に資するため、国の財政状況、予算の概要等を幅広く紹介、説明することを目的として、テレビ等の媒体を通じた広報活動を行ってきているところである。

### 四について

毎年度の財政投融资計画については、財政法第四十六条第一項にいう「予算」の一部として、同項の規定に基づき、毎年度、予算成立後「財政法第四十六条に基づく国民への財政報告」の官報掲載により、国民に報告しているところである。

さらに、財政投融资の運用状況については、各種の媒体を通じて、国民への広報に努めているところである。

また、公庫、公団を始め、特殊法人の財務内容については、財務諸表等の事務所備え付け、決算等の官

報掲載、特殊法人資料閲覧室の整備等により公開に努めているところである。

五について

財政法第四十六条第一項に基づいて、財政状況の報告（官報掲載）を行うとともに、同条第二項に基づき、四半期ごとの予算使用の状況について、税目別の租税収納状況、一般会計の所管、組織、項別の支出済歳出状況、特別会計及び政府関係機関別の収支状況を、また、四半期ごとの国庫の状況について、財政資金対民間収支、国庫対日銀収支及び政府預金の残高等を報告（官報掲載）しているところである。

さらに、財政法第四十六条第二項の趣旨を踏まえ、毎月の税目別の租税収納状況、一般会計の所管別支出済歳出状況、特別会計及び政府関係機関別の収支状況を報告（官報掲載）しているところである。

御指摘のように、国民の理解と合意に基づいて、財政構造改革を進めていく必要があると考えている。今後とも、財政法第四十六条の規定に基づく報告を行うとともに、様々な方法により財政状況に対する国民の理解を求めべく努力してまいりたい。